

知的・精神・発達障害の概要（第2条関係）

資料3

区分	知的障害	精神障害	発達障害
手帳	療育手帳	精神障害者福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の対象に含まれる。 知的障害を併存する場合は、療育手帳も対象となる。
法律上	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害者福祉法 <u>定義の条文がない。</u>つまり、知的障害は精神障害の定義にまとめられている。 <p>しかしながら、障害者手帳は「精神障害者保健福祉手帳」と知的障害者の持つ「療育手帳」に分かれている。</p> <p>厚生事務次官通知156号「療育手帳制度要綱」において、「手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する」とされており、児童相談所や知的障害者更生相談所が知的障害者を認定しているということになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、<u>知的障害その他の精神疾患を有する者</u>をいう。 <p>発達障害が脳機能障害だと明示しているのに対し、<u>精神障害は「知的障害その他の精神疾患を有する者」と広く定義づけ</u>られている。</p> <p>「その他の精神疾患」というのは、神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、<u>心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)</u>など</p> <p>※障害者自立支援法等の改正にかかる厚生労働省 説明資料より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害者支援法 第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する<u>脳機能の障害</u>であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。 <p>条文に出てくる「政令で定めるもの」というのは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他内閣府令・厚生労働省令で定める障害とする。</p> <p>「省令で定めるもの」というのは、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。)とする。</p> <p>つまり、低年齢期に発現することの多い発達障害のうち、言語や協調運動(両手両足や目などを同時に使う動作)、心理的発達、行動や情緒の障害などの脳機能障害を発達障害であると広く定義している。</p>
医学的 ICD(国際 疾病分類)	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽度知的障害 ● 中等度知的障害 ● 重度知的障害 ● 最重度知的障害 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大麻類(コカインなど)使用による精神及び行動の障害 ● 統合失調症 ● 双極性感情障害 ● 恐怖症性不安障害 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会話及び言語の特異的発達障害 ● 学習能力の特異的発達障害 ● 広汎性発達障害 ● 運動機能の特異的発達障害
症状	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽度知的障害：成人の場合において正常な知的水準に無いIQ50～69(精神年齢が9歳から12歳)の状態 ● 中等度知的障害：上記同様にIQ35～49(精神年齢6～9歳)の状態 ● 重度知的障害：上記同様にIQ20～34(精神年齢3～6歳)の状態 ● 最重度知的障害：IQ20未満(精神年齢3歳未満)の状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大麻類(コカインなど)使用による精神及び行動の障害：薬物の乱用により依存症や幻覚、痙攣などを起こす ● 統合失調症(妄想型含む)：幻聴や妄想など感情や思考をまとめることができない障害 ● 双極性感情障害：気分が高揚したり、逆に気分が落ち込んだりすることが反復する障害(躁うつ病とも言う) ● 恐怖症性不安障害：本来は危険性のないことに対して不安や恐怖を覚える障害 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会話及び言語の特異的発達障害：言語の習得が脳の発達の初期から遅れている障害 ● 学習能力の特異的発達障害：様々な技能の習得が脳の発達の初期から遅れている障害 ● 広汎性発達障害：対人関係やコミュニケーションにおいて必要な機能が損なわれている障害 ● 運動機能の特異的発達障害：協調運動の機能などの発達が明らかに遅れている障害
福祉	知的障害者に特化した施策等は特にないが、障害者総合支援法による地域移行支援や自立訓練、就労移行支援などの包括的なサービスが行われている。	各都道府県における精神保健福祉センターの設置や精神障害者地域移行・地域定着支援事業の実施が行われている。	各都道府県におけるソーシャルスキルトレーニングやペアレントメンター養成などの普及活動や発達障害者支援センター事業の推進が行われている。

○ 障害者の範囲について

障害者自立支援法等の改正について（参考資料）：平成22年厚生労働省

◆障害者自立支援法との関係について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、今般「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」により、障害者自立支援法第4条第1項において、発達障害は精神障害に含まれるものとして法律上に明記されたところであり、各種サービスの対象となるので、改めて管内市区町村及び関係機関等へ周知願いたい。

【発達障害の定義】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害
(平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

(参考) ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

第5章 精神及び行動の障害 (F00-F99)

		<法律>	<手帳>
F00-F69	統合失調症や気分（感情）障害など	精神保健福祉法	精神保健手帳
F70-F79	知的障害<精神遅滞>	精神保健福祉法	障害者知的福祉法
F80-F89	心理的発達の障害 (自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害など)	精神保健福祉法	発達障害者支援法
F90-F98	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (注意欠陥多動性障害、トウレット症候群など)	精神保健福祉法	精神保健福祉手帳